福井県公安委員会告示第８１号

警備業法（昭和４７年法律第１１７号。以下「法」という。）第２２条第２項第１号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）および警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和５８年国家公安委員会規則第２号）第６条に基づく法第２２条第２項第１号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和８年８月１８日

福井県公安委員会

委員長　春木　麻紀子

１　講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期間および定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種別	実施期間	定員
法第２条第１項第３号に規定する警備業務	新規取得講習	令和８年９月２９日(火)から 令和８年１０月６日(火)まで	２０名
	追加取得講習	令和８年１０月２日(金)から 令和８年１０月６日(火)まで	
法第２条第１項第４号に規定する警備業務	新規取得講習	令和８年９月２９日(火)から 令和８年１０月５日(月)まで	２０名
	追加取得講習	令和８年１０月２日(金)から 令和８年１０月５日(月)まで	

日曜日および土曜日を除く。

２　実施場所

福井市成和１丁目１４２４番地　アイビックス第三ビル

一般社団法人福井県警備業協会

３　受講対象者

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1)　３号警備業務

ア　新規取得講習

(ｱ)　最近５年間に３号警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者

(ｲ)　警備員等の検定等に関する規則（平成１７年国家公安委員会規則第２０号。以下「検定規則」という。）第４条に規定する１級の検定（３号警備業務に係るものに限る。以下「１級検定」という。）に係る法第２３条第４項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(ｳ)　検定規則第４条に規定する２級の検定（３号警備業務に係るものに限る。以下「２級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上３号警備業務に従事している者

(ｴ)　検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和６１年国家公安委員会規則第５号。以下「旧検定規則」という。）第１条第２項に規定する１級の検定（３号警備業務に係るものに限る。以下「旧１級検定」という。）に合格した者

(ｵ)　旧検定規則第１条第２項に規定する２級の検定（３号警備業務に係るものに限る。以下「旧２級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格

した後、継続して１年以上３号警備業務に従事している者

イ　追加取得講習

受講申込みを行う日において、３号警備業務の区分以外の警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、アの各号のいずれかに該当する者

(2)　４号警備業務

ア　新規取得講習

最近５年間に４号警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者

イ　追加取得講習

４号警備業務の区分以外の資格者証等の交付を受けている者であって、最近５年間に４号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者

４　受講申込みの手続

(1)　受付期間

令和８年８月３１日（月）から同年９月９日（水）までの午前９時から午後０時までおよび午後１時から午後４時までの間（日曜日、および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。）

(2)　受付要領

受講希望者は、受付期間内に、下記５の問い合わせ先へ電話で予約を行い、受理番号を取得した後、受講申請書を提出すること。

(3)　提出場所

福井県内の警察署（福井市及び永平寺町の区域にあっては、福井県警察本部生活安全許認可センターへ提出）

なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(4)　提出書類

ア　共通

(ｱ)　警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前６月以内に撮影した無帽、無背景の縦４センチメートル、横３センチメートルの写真１枚を貼り付けること。）　１通

(ｲ)　追加取得講習の受講を希望する者にあっては、資格者証等の写し　１通

イ　３号警備業務

(ｱ)　３（1)ア（ｱ)に該当する者

a　当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）　１通

b　履歴書　１通

(ｲ)　３（1)ア（ｲ)に該当する者

当該警備業務に係る１級検定合格証明書の写し　１通

(ｳ)　３（1)ア（ｳ)に該当する者

a　当該警備業務に係る２級検定合格証明書の写し　１通

b　警備業務従事証明書　１通

(ｴ)　３（1)ア（ｴ)に該当する者

当該警備業務に係る旧１級検定合格証の写し　１通

(ｵ)　３(1)ア(ｵ)に該当する者

a　当該警備業務に係る旧２級検定合格証の写し　１通

b　警備業務従事証明書　１通

ウ　４号警備業務

(ｱ)　警備業務従事証明書　１通

(ｲ)　履歴書　１通

(5)　手数料

ア　３号警備業務

(ｱ)　新規取得講習

３８，０００円

(ｲ)　追加取得講習

１４，０００円

イ　４号警備業務

(ｱ)　新規取得講習

３４，０００円

(ｲ)　追加取得講習

１０，０００円

に相当する手数料を納入すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

5　講習に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

電話０７７６－２２－２８８０（内線３１９２、３１９３）

6　その他

(1)　委託先

本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。

(2)　修了考査

講習終了後、福井県公安委員会が修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。